

特定非営利活動法人 地域福祉会ああす

任意後見事業実施要綱

1. ご利用できる方
 - 神戸市にお住まいの方
 - 概ね 60 歳以上の方
 - 契約にあたり意思能力の確認ができる方

2. 任意後見契約
 - 将来の判断能力の低下に備えて、任意後見契約を締結します。
 - この契約書は後日のため公正証書にして契約は登記されます。

3. 契約されますと
 - ご本人の判断能力が十分な間は…
定期的に訪問して、ご本人の状況や様子を確認させていただきます。
 - ご本人の判断能力が低下した場合…
医師と相談し確認の上、家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任を申し立てます。
 - 任意後見監督人が選任されたら…
任意後見人として、後見事務（契約内容に沿い、現金の出し入れ、預貯金の管理、介護保険サービスの契約や医療費の支払いなどの事務）を開始します。

4. 利用料金
 - 保証金…100,000 円
(保証金をご本人の理由によって、任意後見契約が解除された場合は返還できません。後見が開始される際には、申し立て費用、登記印紙、財産調査、財産目録の作成などの費用に充当させていただきます)
 - 契約から後見開始までの間（判断能力が十分なとき）は…
訪問支援料として月額 1000 円
(NPO 地域福祉会ああすの担当者が訪問、身分証を携帯)
 - 後見開始後は（判断能力が不十分になったとき）…
月額 10,000 円～50,000 円
(ご本人と事前に相談。予定支援内容・資力などを勘案)

